

## 浦安市子ども・子育て支援総合計画全般について

## 1. 計画策定の基本的考え方

<子ども・子育て支援法（抜粋）>

## 第 61 条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

## 第 77 条第 1 項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の期間を置くように努めるものとする。

## 2. 計画の推進体制について

<平成 27 年度から平成 31 年度までの計画期間>

計画の策定 → 実施 → 点検・評価 → 見直し

子ども・子育て支援総合計画の掲載事業については、P D C A サイクルに基づき、進行管理を行い、毎年度点検・評価を行い、その結果を公表する。

また、計画で定めた量の見込みが実際の状況と大きく乖離をしている際は、必要に応じて計画の見直しを行う。

計画の中間年である平成 29 年度は、量の見込みに乖離があったため、見直しを行った。

## 3. 計画策定スケジュールについて

別紙（資料 2-1-2）のとおり

## 4. 基礎調査について

## 調査対象・件数

- ・未就学児の保護者（1,200 件）
- ・小学校 1～4 年生の保護者（800 件）
- ・子育て中の保護者（インタビュー・ヒアリング調査）
- ・一般市民（2,000 件）

## 調査票発送スケジュール

1 2 月 3 日 調査票発送

1 2 月 1 7 日 調査票締切